

2 法定相続情報証明制度～相続手続が簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続が簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができます。

そのため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を複数用意したり、繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。

こんな手続に利用できる！

- ・預貯金の払戻し
- ・相続税の申告
- ・相続登記
- ・各種名義変更
- ・遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

制度を利用しない場合



相続人

戸籍書類一式



銀行



税務署



法務局

制度を利用した場合



相続人



銀行



税務署



法務局

法定相続情報一覧図の写し

何度も提出し直さなくていいから手間がかかるない！！

無料で利用できます！！



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

被相続人 法務太郎 法定相続情報	
最終の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
最終の本籍 ○県○市○町○番地	出生 昭和〇年〇月〇日 (長男)
出生 昭和〇年〇月〇日	法務一郎 (申出人)
死亡 令和〇年〇月〇日 (被相続人)	法務太郎
法務太郎	法務花子
住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和〇年〇月〇日 (妻)	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和〇年〇月〇日 (二男)
法務花子	法務二郎
以下余白	
作成日： 令和〇年〇月〇日 作成者： 住所 ○県○市○町○番地 氏名 ○○○印	

法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。



トウキツネ